

平成17年6月28日
経 済 産 業 省

外国為替及び外国貿易法違反企業に対する警告について

オルガノ株式会社が行った外国為替及び外国貿易法違反について、本日、同社に対し貿易経済協力局長名により警告を行った。

1. 違法輸出の概要

オルガノ(株)は、平成16年10月、規制対象貨物である耐腐食性の強いバルブを、経済産業大臣の許可を受けることなく違法に台湾向けに輸出を行った。

なお、無許可で輸出された当該貨物は懸念用途に使われることはなく、輸出先の最終需要者において、民生用途（半導体製造工程における超純水中の微粒子等の除去）での使用が確認されている。

(注) 上記規制対象貨物は、化学兵器の開発等に転用される可能性のある貨物として、外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令別表第一の3の項）により規制されている。

2. 当省の対応

本日11:00、貿易経済協力局長名により、同社に対し再発防止の徹底を求める警告書を発出した。

なお、その際、同社からは、違法輸出に対して十分に反省し、今後同様の違反を行わないよう、再発防止に万全を期す旨の表明があった。

(警告対象企業)

オルガノ株式会社
東京都江東区新砂1-2-8
代表取締役会長 橋本 勉

(本発表資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室
担当者：田上、長谷
電 話：03-3501-1511 (内線3276~8)
03-3501-2841 (直通)